

西晋代宗室諸王の特質

——八王の乱を手掛りとして——

福原啓郎

【要約】 この論文は、八王の乱において何故に宗室が主役とならざるを得なかったのか、という疑問に対する考察である。西晋の宗室諸王のありかたが西晋以前の王朝のそれと異なる最大の点は、宗室諸王が官僚になることができたこと、それも軍事に関連する官職に就く場合が多く、とくにこの時代特有の「出鎮」はほぼ宗室が独占しており、宗室諸王は所謂「藩屏」の役割が期待されていた。出鎮した宗室諸王は軍事を中核としてその地方における大幅な裁量権を皇帝から委託され、その地で開いた軍府にその地方のみならず全国からも士大夫を辟召した。その結果、封建領主ではなく一官僚であるにもかかわらず、半ば独立的な権力を掌握することになった。そしてこうした権力をもつ宗室諸王が八王の乱において挙兵する根拠は、士大夫が代表する輿論の支持と宗室諸王自身、皇帝と血縁によりつながっていることに由来するのである。

史林 六八巻二号 一九八五年三月

はじめに

さきに私は前稿「八王の乱の本質」(『東洋史研究』四一一三、一九八二年所収)において、三世紀末から四世紀初めにかけて勃発した八王の乱の経緯について考察し、この西晋の内乱をその根底において一步一步推し進めた原動力として、輿論の存在を指摘した。そしてクーデターもしくは内戦の形をとる八王の乱の個々の抗争は、皇帝を輔佐し、その立場を利用して現政権を私権化する宗室あるいは外戚出身の宰相に対して、宗室出身の他の諸王がこの輿論を背景として決起し、対立するという図式で表わされ、しかも挙兵し勝利を得た宗室諸王が打倒した相手に代って実権を掌握して私権化すること

がまたも輿論の反撥を招き、それが再び新たな抗争を惹き起こすというように、その結果として抗争が連環的にとめどなく繰り返されることを論じた。この前稿の結論を踏まえてつぎに追究すべき問題は、何故に八王の乱が宗室諸王同士の抗争劇に終始したのか、いいかえるならば何故に宗室が八王の乱の主役とならざるを得なかったのか、という前稿では課題として残しておいた問題である。そして前稿の結論により新たな様相を帯び、かつより明瞭に浮かび上がってきた課題に答えることは、たんに八王の乱という一事件を解明するにとどまらず、当時の国家体制、さらにはその基盤である当時の社会の構造とその変動を解く鍵となるのではないか。

ではこれまで八王の乱と宗室の関連についてはどのように把握されてきたであろうか。従来八王の乱の原因として西晋王朝を開いた武帝司馬炎が採用した宗室に対する封建が挙げられ、そしてその採用は前朝曹魏の宗室抑圧策に対する反動という文脈でとらえられてきた。たしかに魏晋時代、とくに西晋では曹罔の「六代論」・陸機の「五等諸侯論」、さらには劉頌・段灼の上奏などから窺うことができるように、封建に関する議論が当時の士大夫の間ではさかんであり、これらの封建論はいずれも三代から曹魏にいたる歴代王朝の存続と滅亡を判断の基準とするという観点から封建制の是非を論じ、郡県制に対する封建制の優越性を説き、同姓諸侯を各地に封建し王朝の藩屏たらしむ封建制を実施すべしと結論づけている。そして西晋では事実大いに宗室を封建し、宗室優遇策をうちだしてはいる。がしかし決して彼ら士大夫が展開した封建論の主旨にそのまま沿っておらず、西晋の宗室を封建した施策が八王の乱に直結していた訳ではなかった^①。すでに呂思勉・唐長孺・宮崎市定・越智重明ら諸先学の論考に共通して認識、かつ重視されているように、宗室を地方に都督として「出鎮」させた西晋の施策が八王の乱の直接の原因である^②。ここで注目すべきは西晋では宗室諸王が封建されたことによるのではなく、都督という一官職に就くことが国家体制そのものを揺がすほどの権力を握る端緒になった点である。この事実とはたとえば同じ宗室の内乱である前漢の初めに起こった呉楚七国の乱と対比するならば、呉楚七国の乱では宗室諸王の権力基盤が諸侯王に封建されたことによっており、ともに同じ宗室が起こしたとはいえ両内乱の性格の相違は歴然とし

第一表 八王の乱抗争表

Ⅺ	X	Ⅸ	Ⅷ	Ⅶ	Ⅵ	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	
三〇三年三月	三〇六年七月 三〇七年一月 三〇八年六月	三〇四年八月	三〇四年七月	三〇三年八月 三〇四年正月	三〇二年十二月	三〇一年四月	三〇〇年八月	三〇〇年四月	二九一年六月	二九一年三月	抗争が起こった年と月
懷帝	長安	鄴			惠帝	(趙王倫)			洛陽	惠帝	当時の皇帝
東海王越 (瑁)	河間王顥 (長安)	成都王穎 (鄴)	長沙王乂	齊王冏	趙王倫	賈皇后	衛汝南王瑯	楊駿	中心人物	討伐を受ける側の中心人物	
丞相	太宰	丞 皇太相弟	驃騎將軍	大司馬	皇帝	相國	皇后	太保	太傅	その地位・官職	
苟懷 暉帝	東海王越 范陽王虓	新蔡王騰	東海王越	河間王顥 成都王穎 長沙王乂	河間王顥 成都王穎	齊王冏 吳王允	梁王彤 趙王倫	楚王瑋	賈皇后	討伐を行う側の中心人物	
征東大將軍	安南將軍	安北將軍	司馬	大將軍 太子少傅	征西大將軍	鎮東大將軍 鎮北大將軍	驃騎將軍 後軍將軍	大將軍 車騎將軍 翊軍校尉	皇 后	その地位・官職	
	關中	鄴	蕩陰	洛陽城内外 (官陽・建春門など)	洛陽城内 (大司馬府)	陽翟・潁陰 黃橋	洛陽城内 (相國府)	洛陽城内 (宮中)	洛陽城内 (太保府)	抗争の主 な舞台 (主戰場)	
<p>備考</p> <p>二九〇年四月、武帝が死に、惠帝が即位、楊駿が輔佐する。 二九一年三月、東安王綰が賈后を廢せんことを謀るも失敗する。 三〇〇年三月、廢嫡された愷懷太子が殺害される。 淮南王允挙兵するも逆に殺される。 いわゆる「三王起義」。三王のほかに宗室では長沙王乂(當時は常山王・南中郎將の新野公愨(新野王))らが呼応した。 三〇一年六月、東萊王蕤・王輿が齊王冏を廢せんことを謀るも發覺して未遂におわる。 蕩陰の戦いで東海王越側が敗北し、惠帝は鄴に遷された。 鄴陥落後、成都王穎と惠帝は洛陽、ついで十一月には長安に遷る。 三〇六年十一月、惠帝死に、懷帝が即位。 三〇七年三月、東海王越死に、抗争にいたらず。 三〇八年六月、洛陽が陥落し、懷帝平陽に拉致される。</p>											

ている^③。それでは八王の乱と密接にかかわる西晋における宗室諸王の出鎮による藩屏の体制は、たんに宗室抑圧策を採ったが故にかえって王朝の断絶を招いた後漢ならびに曹魏の轍を踏まないための対応策としてのみ採用されたのであろうか。また同じ藩屏の体制である前漢初めの宗室を諸侯王として封建するという方策を採らずに、何故に宗室の出鎮という西晋特有の方策を採ったのであろうか。唐長孺氏が、

注意すべきは西晋のように宗室を用うることが、……秦漢にもまた唐以後にも見られなかったのであるが、程度の差こそあれ南北朝では全般的に行なわれ、唐初にいたるまで続いていたことである。先人の議論ではふつう西晋が宗室を重用したのは曹魏が諸王を禁錮したことに鑑み、つまり「ここに覆車を改めん」（前の失敗を戒めとする）がためであったという。これは当然のことながら重要な一原因である。しかし「八王の乱」の教訓を経たのに、何故に劉宋・齊・梁・北魏の諸王朝は晋の「覆車」を鑑みることなく、ひきつづき皇子と宗室を任用し入輔出鎮させたのか。北魏の場合は部落の遺風に託して説明すればできるかもしれないが、それでは南朝の場合どのように解釈するのか。

と自問されているように^④、この時代すなわち魏晋南北朝という時代がもっていた固有の状況にその起因を見出すことができるのではないか。宗室の重用はたんに西晋の武帝が勝手に採用した施策というような、偶然のもたらした所産ではなく、この時代の特質にかかわる重要な問題をはらんでおり、そしてこの問題を解きほぐす鍵は、宗室の活躍が入輔・出鎮という形をとったことにあるのではないか^⑤。

この論文では以上述べてきた八王の乱に対する問題意識を常に念頭に置き、具体的には八王の乱という状況における宗室の出鎮のありかたに焦点をあてて検討を加え、その結果を踏まえて当初の課題に迫りたい。なお行論の参考上、八王の乱の経緯を表に整理し掲げておく^⑥。

① 曹冏の「六代論」は『文選』卷五二、論と『三國志』卷二〇、魏志、武文世王公伝注所引の『魏氏春秋』に、陸機の「五等諸侯論」は『文

選』卷五四、論に「五等論」として、また『晋書』卷五四、本伝に、劉頌および段灼の上奏は『晋書』卷四六、卷四八のそれぞれの本伝に

載せる。なお西晋の武帝が採用した方針は荀勗の上奏『晋書』卷二四、職官志、王と卷三九、荀勗伝所収）に見える議論に沿っている。本田濟「魏晋における封建論」（『人文研究』六一六、一九五五年）参照。

② 諸氏の見解は呂思勉『兩晋南北朝史』上冊 一九四八年、二九一三四頁、封建之制、唐長孺「西晋分封与宗王出鎮」（中国社会科学学院歷史研究所編『魏晋隋唐史論集』一、一九八一年に原載、『魏晋南北朝史論拾遺』一九八三年に訂補再録）、宮崎市定『九品官人法の研究』一九五六年、一七〇—三頁、越智重明「西晋の封王の制」（『東洋学報』四二—一、一九五九年）、「封王の制と八王の乱」（『魏晋南朝の政治と社会』一九六三年所収）、「西晋の封王の制と八王の乱」（『魏晋南朝の貴族制』一九八二年所収）などの論考に示されている。なお越智氏は宗室諸王の封国支配と都督としての支配が一体化し、そこから宗室諸王の自律的独立的性格が生まれる、と説かれている。前稿「八王の乱の本質」注(1)および(2)参照。

③ 稲葉一郎「吳楚七国の乱について」（『立命館文学』三六九・三七〇合併号、一九七六年）など参照。

④ 唐長孺「西晋分封与宗王出鎮」（『魏晋南北朝史論拾遺』所収）一三九—四〇頁。「值得注意的是、像西晋那樣用宗室、如晋書八王伝序所

第一章 宗室諸王の出鎮——成都王穎の場合——

この章では「はじめに」で提起した疑問、——何故に八王の乱において宗室がその主役となるのか——、この疑問を解く第一歩として、繁雑かもしれないが、西晋の宗室諸王の出鎮についてまず検討したい。具体的には「八王」の一人に数えられ、また前稿で扱った「三王起義」に際し齊王冏の檄に呼応して挙兵、その後も八王の乱における諸抗争の主役の一人であった成都王穎をとりあげる。成都王穎、字は章度は初代皇帝である武帝司馬炎の第十六子で、第二代皇帝である恵

説的「或出擁旆節，蒞岳牧之榮；入踐台階，居端揆之重」的情况，既不見於秦漢，也不見於唐以後，但却在不同程度上通行於南北朝，甚至延續到唐初。前人議論，通常認為西晋重任宗室是鑒於曹魏禁錮諸王，「思改覆車」，這當然是一個重要原因。但是經過「八王之乱」的教訓，為什麼劉宋、齊、梁和却没有鑒晉的「覆車」而繼續任用皇子和宗室入輔出鎮呢？北朝如果諶之部落遺風，那麼南朝又怎樣解呢？」。

なお唐長孺氏はその問いに對する答えとして、それに続けて、當時の政權構造が門閥貴族の連合支配であり、皇室はその門閥貴族の一族の上に凌駕する一族であり、それ故にその一族（宗室）は權勢を得ることにより、優越的地位を保持することが必要であったのであり、この種の場合がほぼ門閥支配とともに終始することはおそらく偶然ではないであろう、と論じておられる。

⑤ 南朝の宗室の反乱ではたとえば安田二郎「晋安王子助の叛乱」について——南朝門閥貴族体制と豪族土豪——」（『東洋史研究』二五—四、一九六七年）など参照。

⑥ 基本的には前稿第一表「八王の乱抗争表」を再掲したが、新たに抗争の主舞台の項を増補し、また前表の二・三の誤りを訂正した。

帝司馬衷の異母弟にあたる。この成都王穎の略歴をまとめ、ついでそこに見られる彼の帯びていた官職を中心に考察した^い①。

太康十年（二八九）十一月、皇子として成都王に始封される。当時十一歳^②。のちに起家して越騎校尉（四品・加散騎常侍（三品）となる。

元康九年（二九九）正月、平北將軍となり、鄴に出鎮する。二十一歳。

永寧元年（三〇一）正月、征北大將軍・開府儀同三司に進位する。三十四月、三王起義（第一表、V）、溟水の戦いに勝ち洛陽に入城する。六月、論功行賞の結果、大將軍・都督中外諸軍事・假節加黃鉞・録尚書事となるにもかかわらず鄴に帰還する。

太安元年（三〇二）十二月、齊王罔を討伐する（VI）。

太安二年（三〇三）八月十二月、長沙王又を討伐する（VII）。

永興元年（三〇四）正月、丞相となり、ついで三月には皇太弟となる。七月、蕩陰の戦い（VIII）。八月、鄴が陥落し、洛陽にのがれる（IX）。十一月、長安の河間王顥のもとに赴き、十二月には皇太弟の位を剝奪される。

永興二年（三〇五）九月、領軍大將軍・都督河北諸軍事となり鄴にむかうも東海王越に阻まれる。

光熙元年（三〇六）九月、劉弘の死にともなう荊州の混乱にまぎこまれ、そこからのがれる途次にとらえられ、十月に范陽王斌の長史劉興に殺害される。享年二十八歳。

以上の略歴の中で最も注目すべき点は、成都王穎が八王の乱のさなかである元康九年（二九九）から永興元年（三〇四）にかけての五年あまりにわたって鄴（現在の河北省臨漳県）に出鎮していたことである。この鄴県はかつて後漢末においては魏郡の郡治のみならず冀州の州治をも兼ね置かれた要衝の地であり、かの冀州牧となり河北に勢威を振った袁紹の本拠地でもあった。またその袁紹を破った曹操もここに銅雀台など三台を含む都城を建設し、重兵を配備し、自ら魏公ついで魏王

に封ぜられるや、鄴を中心にこのあたり一帯を封土とし、そのため曹魏では創業の地として五都の一つに数えられるにいたる。つづく西晋においても長安・許昌とならんで重視され、建国以来司馬氏の一族が出鎮するのが慣例であった。事実成都王穎以前、曹魏時代にすでに琅邪王伋・濟南王遂が、西晋に入っても高陽王珪・彭城王権・高密王泰・山濤・梁王彤・趙王倫・河間王顥と、山濤を除き宗室諸王が鄴に出鎮している。^③この要衝の地に出鎮していたことが、成都王穎が八王の乱に深く関与する要因であったと予想し得るであろう。ちなみに成都王穎の前任としてこの地に出鎮していた梁王穎・趙王倫・河間王顥らも八王の乱の主役である。

ではそもそもこうした要衝に出鎮するということは如何なることであろうか。本来出鎮とは同じ中央から地方に出るとはいっても封建による就国とは異なり、あくまで官職を帯び、その任務として任地である軍鎮に赴くことである。それでは出鎮に際して具体的には如何なる官職を帯びるのか、そしてその官職が如何なる権限をもち、それが八王の乱において如何に宗室諸王拳兵のよりどころとなるのであるのか、簡単に検討したい。魏晋当時の出鎮の例を正史の列伝などで調べると、たとえば仮節・平南將軍・都督淮北諸軍事あるいは使持節・鎮西大將軍・都督雍涼二州諸軍事と基本的にはその肩書として出鎮する方面を示す將軍号と管轄地域を示す都督号とそれに付帯した持節号の三つが記されている。^④そしてそれぞれにランクがあり、たとえ同じ地に出鎮するにしても、出鎮する当人の官資などによりそのランクが異なり、また同じ人物がそのまま出鎮していても進位してゆく場合も多い。^⑤鄴への出鎮を例にとると、將軍号は征北大將軍以下、鎮北大將軍(以上が二品。あるいは「大」の付かない征北將軍・鎮北將軍もある)・安北將軍・平北將軍(以上三品)・北中郎將(四品)と続く。成都王穎の場合、平北將軍として出鎮、つづいて鎮北大將軍、さらには征北大將軍と進位している。都督号は都督鄴城守諸軍事・監鄴城守諸軍事・督鄴城守諸軍事、持節号も使持節・持節・仮節の三ランクがある。^⑥將軍とは本来一軍の指揮官であり、征伐があるごとに任命され、任務が終れば解任される非常任の武官であった。前漢以後様々な名号をもつ將軍号が生まれたが、その中で遠征する方面を表わす四征・四鎮・四安・四平の各將軍および四中郎將は後漢初めとその末から

三国初めの二つの戦乱期に続々と作られ、曹魏において九品官制の中に序列化されて整理され、また都督と結びつくことにより禁軍を統率して前線に駐屯する官職として常官化した。^⑩ 都督とは本来征伐にあたって天子に代り諸軍を率いる將軍を監督する、つまり実質的には全軍を指揮する任務であり、曹魏の初め都督某州諸軍事を設け、戦時において管轄下の州刺史・郡太守・県令らを指揮し、さらには直接人民を徵募するなどの権限を有するようになった。^⑪ またそれにともない中央には天子に代り全禁軍を掌握する都督中外諸軍事や大都督が置かれるようになった。^⑫ 持節は天子の権限が委任されていることを示し、都督に付帯された場合にはとくに管轄下にある人士を処刑する権限を表わしている。^⑬ 以上の三つの肩書きをもって出鎮することにより地方における、基本的には一州あるいは数州単位の軍事権の最高責任者となったのである。

では何故にこのような將軍号と都督・持節号をもち地方に出鎮する体制が確立し、しかも宗室諸王がその任に就くようになったのであろうか。その歴史的背景とその後の展開をたどりたい。はじめて出鎮体制が確立したのは漢魏革命直後の黄初年間（二二〇―二二六）のはじめであったが、^⑭ 当初曹魏の最大の懸案は対峙していた呉蜀两国への対処であり、出鎮体制は两国に対する防禦と攻撃の軍事上の拠点としての役割が課せられていた。たとえば使持節・征東大將軍・都督揚州諸軍事と使持節・征南大將軍・都督荊州諸軍事とがそれぞれ出鎮していた寿春と襄陽は対呉の前線基地であり、使持節・征西大將軍・都督関中（雍涼二州）諸軍事が出鎮していた長安は対蜀の前線基地として重兵がつけねに駐屯していた。^⑮ ところがそれ故にこそ寿春に出鎮していた王淩・田丘儉・諸葛誕らがあいついで中央に対し反旗を翻したり、^⑯ あるいは長安に出鎮していた司馬懿が連年にわたる蜀の攻撃を支える中で着々と司馬氏抬頭の基盤を築いたなど、^⑰ 一面では出鎮は反乱を起したり、自己の勢力を扶植するための絶好の機会となる。朝廷にとっては危険極まりない存在であった。この諸刃の剣ともいべき出鎮体制の危険性を熟知していた司馬氏は魏晋革命への準備段階においてすでに信頼すべき同族ないし腹心を出鎮させており、その措置が晋朝成立後もそのまま継続し、宗室諸王を中心とする出鎮体制として制度化したのである。^⑱ そして太康元年（二八〇）、宿願であった中国再統一が呉の平定により実現したのを契機に、州郡の軍備を事実上撤廃した

結果^⑧、地方における都督の軍事面での比重がさらに増大、その中でも重兵が駐屯し宗室の中でも皇帝に近い親族が出鎮するのが慣例であった鄴・長安・許昌の三都市がとくに重要となり^⑨、はからずも京師洛陽を中心に、この三都市を加えた間で八王の乱が展開するのである。

今一度、西晋における国家と宗室諸王との官職を通しての結びつきを検討すると、西晋以前のどの国家よりも密接であった、つまりありていにいえば宗室諸王が中央の官職につくことが多かったことがわかる。西晋の宗室諸王は就国する場合以外にはほとんど何らかの官職についている。たとえば成都王穎の略歴を見ると、まず(1)越騎校尉(加散騎常侍)と中央の將軍・校尉官で起家し、ついで(2)平北將軍(のち鎮北大將軍から征北大將軍と昇進する)となって地方に出鎮し、さらに(3)大將軍から丞相と、本来は入輔すべき三公の位にまでのぼりつめていっている(なお成都王穎は鄴の地から離れなかった)。こうした西晋における宗室諸王とその就くべき官職との関連については、宮崎市定氏が『九品官人法の研究』の中で論ぜられているところによると、宗室諸王は中正の管轄外にある宗室選により、散騎常侍(三品)もしくは諸校尉(四品)といった貴族では起家官となり得ない高い品官で起家し(ふつう名門の子弟で六品官から起家する)、以後も京師において員外の散官を歴任し、あるいは軍隊を握る將軍あるいは都督となるのが典型であった^⑩。西晋以前の歴代王朝の宗室と比較するならば、前漢では建国当初、戦国の旧六国の末裔や漢の功臣らからなる異姓諸侯を各地に封建したが、やがて反乱・陰謀などの嫌疑をかけて諸侯王を次々に劉氏一族に切り換えていった。ところが数郡にわたる封土とそれを統治するための組織的には中央政府と同じ機構とからなる王国を保持する、その点ではいわば皇帝と対等の存在である同姓諸侯が皇帝ならびにその下にある中央政府と対立し、ついには呉楚七国の乱を惹き起こすにいたる。この内乱を鎮圧した皇帝側はこれを契機に旧来の王国の封土を削減・没収あるいは分割すると同時に王国の官制をも縮小、その後も推恩の令・酎金の律・左官の律・阿党の律など宗室抑圧策の実施を通じて諸侯王の権限をさらに制限し、宗室諸王を皇帝に対抗し得ない、食邑の租税を食むだけの存在に退化させた^⑪。後漢にはいっても前漢の制度が踏襲され、始封された皇子・皇弟が就国し、亡くなるとその嫡

子が世襲していったが、宗室諸王は中央から派遣された国相らの監視のもと、人士との交通は禁止され、また官職にも就けず、それ故に国政には関与することができなかった。^②曹魏の封建も形式的にはいわゆる周の封建に倣ってはいるが、その内実を検討すると就国の強制とそれにとまなう仕官への道の杜絶、藩国における王官、とくに封国を準備すべき軍隊の貧弱さ、中央から派遣される曹魏特有の防輔・監国謁者などによるきびしい監視、さらにはたびかさなる転封(国替え)などから窺うことができるように、実質的には藩屏としての役割を期待されていたのではなく、「囹圄」と称されるように飼いや殺し同然に幽閉されていたといっても過言ではなかった。^③しかしこうした宗室諸王をとりまく状況は曹魏のみが特異なだけではなく、以上の如く前漢以来の一貫した宗室対策の方針のさらなる強化にすぎず、その延長上にあつたのである。それに対して西晋では魏晉禪讓革命の直前に司馬昭が実施した五等爵の復活により形式的には周の爵制に復古し、^④また建国当初、宗室諸王に対して食邑の大幅な増加、軍隊の増員、防輔・監国謁者の官の撤廃、王官の自選など、制限の緩和や特権の付与による宗室優遇策をうちだした。^⑤しかし本来宗室諸王が封建された国を統治する内史は郡の太守と事実上差違はなく、宗室諸王は封国の租税を食む存在に過ぎず、しかも転封がくりかえされており、前代と比較して優遇されているとはいえ、封建本来の意義が失われ本質的には前漢以来の方針の枠から出るものではなかった。^⑥この西晋の宗室諸王のありかたの重大な特質で以前の歴代王朝と大きく異なるのは、宗室諸王が必ずしも就国することなく、中央の官僚に仕官することができたことである。そしてさらに官職の中でも軍事に関わる官職に就く傾向が顕著である。そして成都王穎の場合に見たように、(1)諸(將軍)校尉・(2)都督(出鎮)・(3)三公(入輔)と昇進する例が多く、八王の乱で活躍する宗室諸王も、第一表から窺われるように、(2)都督の宗室諸王が拳兵し、(3)三公として輔政する宗室諸王が討伐され、また(1)諸(將軍)校尉の宗室諸王も抗争勃発において兩陣營に分かれて参加する、こういった状況がよく見られるのである。^⑦

ではこうした特徴は一体何を意味するのであろうか。そもそも後漢末の分裂状況から三国鼎立を経て西晋王朝による統一へとしだいに秩序を回復してゆく過程において、その統一を推進する中核にあつたのが魏晉国家体制であり、その軍事

的側面を形成していたのが後漢末の群雄曹操の軍隊から発展した禁軍である。川勝義雄氏は「曹操軍団の構成」(『六朝貴族制社会の研究』一九八二年所収)の中で、軍閥としての曹操の掌握する軍団が、曹操自身の武力集団を中核に、(1)招募・徴発された武力集団、(2)自発的に帰順した武力集団、(3)投降し再編された武力集団から成っており、この軍団が魏晋国家の禁軍の原型であったと分析しておられる。魏晋国家においてさらに旧蜀・旧呉の軍隊を解体し、その一部を吸収してゆく禁軍は洛陽あるいは鄴などに軍營ごとに宿衛・駐屯しており、「三十六軍」と総称された^②。この禁軍こそが魏晋国家の軍事面における統一への志向の象徴であり、実際に推進・維持したのである。そしてこの禁軍を中央において一営ごとに分掌したのが諸將軍・校尉であり、また地方における軍事行動の際に諸將軍・校尉を皇帝の代理として督率するのが本来の都督であり、それ故に都督を兼ねての出鎮は中央から地方への臨時の派遣の常駐化である。西晋におけるこうした重責を担う武官に多く宗室諸王を任命する制度は、禁軍の形成過程からも窺えるように、司馬氏一族の血縁による紐帯により、たえずバラバラに分離する傾向を内包する禁軍をたばねようとする意図の表れであり、その典型が宗室諸王の出鎮体制である。

以上の論述によりわかるように西晋における宗室の優遇措置は、唐長孺氏がいわれる司馬氏一族の他の貴族に対する優位性の保持、つまり帝位を篡奪されないがためという私的な面よりも、むしろ第一義的に宗室諸王が掌握する禁軍が支える国家体制、さらにはそれが果している秩序の維持という公的な役割を担うがためであった^③。西晋の宗室諸王は地方への出鎮が代表するように、一官僚として軍事力を掌握するのであるが、皮肉にも逆に国家体制の内からの瓦解の張本人となるのであり、それ故により悲劇的である。

① 成都王穎の略歴はおもに『晋書』卷四、惠帝紀および卷五九、成都

王穎伝により作製した。ほかに成都王穎と關係が深い人物の列伝およ

び『資治通鑑』晋紀の該当の条などを参照した。なお成都王穎の妃は、

清談の名手で「名教の中に自ら染地有り」のことで有名な楽広の女

である。『世談新語』言語篇、『晋書』卷四三、楽広伝。

② 太康十年に他の武帝の皇子、長沙王义・吳王晏らとともに始封され

た(食邑十万户)。『晋書』卷三、武帝紀、太康十年十一月甲申の条お

よび卷五九、成都王穎伝。なお封国である成都郡(成都国)について

は、『宋書』卷三八、州郡志、益州、「……蜀郡太守、秦立。晋武帝太康中、改曰成都国、後復旧」、「晋書」卷一五、地理志下、荊州、「……時（太安二年三〇三）蜀乱、又割南郡之華容・州陵・監利三県、別立豊都、合四県置成都郡、為成都王穎国、居華容県」とある。このように成都王穎の封国である成都国は最初に現在の四川省に置かれ、のちに永嘉の乱のさきがけをなす李特の反乱の結果、湖北省に移っている。いずれにせよ成都王穎自身が封国に赴いた形迹はなく、おそらく洛陽や鄴で現地にいる内史より租の三分の一を受けとっていたのである。なお成都王穎の場合、該当しないが、西晋では宗室諸王の出鎮の地と封国を近接せしめる施策がしばしば行なわれている。「はじめに」注②に挙げた越智重明氏の論文参照。

③ 鄴は六朝時代の代表的都市であり、西晋につづく五胡十六国時代には後趙・前燕の、北朝では東魏・北齊の都であった。鄴の様子については左思「魏都賦」（『文選』卷六、賦、京都所収）、酈道元「水経注」卷一〇、濁漳水、隆翻「鄴中記」など、沿革については宮川尚志「六朝時代の都市」鄴（『六朝史研究』政治・社会篇、一九六四年所収）参照。万斯同ならびに吳廷燮の「晋方鎮年表」（『二十五史補編』第三册所収）には鄴に出鎮した人物の名が列挙されており、それによると曹魏の景元二年（二六一）以来司馬氏一族が独占しており、しかも『太平御覧』卷二四一、職官部、北中郎將所引の「晋起居注」に「武帝太（泰）始二年詔、鄴城守事、宜速有人、又当得親親有文武器任者。高陽王珪、今來之國、雖當出為蕃輔、以才幹事亦古之制也。其以珪為督鄴城守事、北中郎將」、「晋書」卷三八、琅邪王植伝に「……正始初、封南安亭侯。早有才望、起家為寧朔將軍、監守鄴城、有緩急之稱」とあり、一族の中でも司馬懿・昭・炎に近く、なおかつ才望ある者に限定されていた。ちなみに成都王穎は元康九年正月に前任の河間王顒が西晋將軍となり長安に転じたのにもない洛陽から出鎮している。ま

た成都王穎の後任に予章王熾（のちの懷帝）、南陽王模・范陽王斌・丁紹・新蔡王騰・和郁らがいる。なお山濤が出鎮したのは司馬懿と同郡出身の姻戚で、しかも開國の功臣で鄴と關係が深かったからであろうか（『晋書』卷四三、山濤伝）。小尾孟夫「晋代における將軍号と都督」（『東洋史研究』三七―三、一九七八年所収）二〇―二頁、唐長孺氏の前掲論文二九頁参照。

④ 西晋の武帝の叔父扶風王駿の場合、將軍号のみに注目すると、扶風王駿は平南將軍のあと安東將軍、安東大將軍と進めて鎮西大將軍にいたり、その後征西大將軍、驃騎將軍に進めている。『晋書』卷三八、扶風王駿伝。

⑤ さらに管轄地域によっては護馬九校尉（幽州）・護羌校尉（涼州）・護（護）西戎校尉（雍州）・護（護）南蛮校尉（荊州）など諸校尉（四品）を兼領した。これら諸校尉は、民政長官である州刺史に移管できない当該州に居住する異民族の監視などの職務をもつ、いわば軍政長官であり、一軍營をもっていた（『宋書』卷四〇、百官志下、『晋書』卷二四、職官志、『通典』卷三四、職官典、武散官、諸校尉。なお州刺史については、八王の乱以前にも出鎮している州の刺史を領する場合もあったが慣例化しておらず、八王の乱・永嘉の乱を経て、しだいに州刺史を兼ねるのが制度化する。唐長孺「魏晋州郡兵の設置和廢罷」。

⑥ 曹魏から西晋にかけての出鎮については「はじめに」注②で挙げた諸論考のほか何茲全「魏晋の中軍」（『国立中央研究院歷史語言研究所集刊』一七、一九四八年に原載、『説史集』一九八二年に収録）、浜口重国「魏晋南朝の兵戸制度の研究」（『秦漢隋唐史の研究』上、一九六六年所収）、越智重明「晋代の都督」（『東方学』一五、一九五七年所収）・「魏晋時代の四征將軍と都督」（『史淵』一二七、一九八〇年所収）、宮川尚志「黄巾の乱より永嘉の乱へ」（『六朝史研究』政治・社会篇所収）、藤耕望「中国地方行政制度史」上篇③、魏晋南朝地方行政制度、

都督与刺史（一九六三年）、小尾孟夫「曹魏における『四征』將軍」〔広島大学教育学部紀要〕第二部二六、一九七八年所収）・「晋代における將軍号と都督」〔東洋史研究〕三七一三、一九七八年所収）、谷川道雄「東アジア世界形成期の史的構造、——冊封体制を中心として——」〔唐代史研究会編『隋唐帝國と東アジア世界』一九七九年所収）、唐長孺「魏晋州郡兵的設置和廢罷」〔魏晋南北朝史論拾遺〕所収）など参照。

- ⑦ 征北大將軍から進位して最高の將軍号で方面を示さない驍騎將軍・車騎將軍・衛將軍（二品）を帯びる例も多く（注④参照）、またさらに大將軍・大司馬・太尉など、本来武官系統の三公（一品）あるいは三公格に進位する場合もある（成都王穎は征北大將軍から大將軍、さらに丞相になっている）。なお平北將軍と同格らしい寧北將軍もある。冀州（魏）・幽州・并州がともに某北將軍を帯びるために將軍号が重複するのを避けるためであろうか。また雜号將軍を帯びる例も若干ある。
- ⑧ 鄴に出鎮する場合のみ都督某州諸軍事と州名を称さずに「鄴城守」と称するのは曹操以來重兵が駐屯していた特別の地であったからであろうか。

- ⑨ 『宋書』卷三九、百官志上、持節都督に「……晋世則都督諸軍為上、監諸軍次之、督諸軍為下。使持節為上、持節次之、假節為下。使持節得殺二千石以下、持節殺無官位人、若軍罪得与使持節同、假節唯軍罪得殺犯軍令者、……假黃鉞則專假節將、非人臣常器矣」とある。これらの分析は小尾孟夫氏の前提論文に詳し。

- ⑩ 『通典』卷二八、職官典、武官上、將軍總叙に「……四征興於漢代、四安起於魏初、四鎮通於柔遠（順東西南並後漢末未有之、鎮北魏也）、四平止於喪亂（魏也）」とある。『宋書』卷三九、百官志上、四征將軍以下、『通典』卷二九、職官典、武官下、四征將軍以下参照。

- ⑪ 『宋書』卷三九、百官志上、持節都督に「持節都督、無定員。前漢

遣使、始有持節。光武建武初、征伐四方、始權時置督軍御史、事竟罷。建安中、魏武帝為相、始遣大將軍督軍。二十一年、征孫權還、夏侯惇督二十六軍是也。魏文帝黃初二年、始置都督諸州軍事、或領刺史。三年、上軍大將軍賈真都督中外諸軍事、假黃鉞、則總統外內諸軍矣。……」とある。平凡社『アジア歴史事典』の「假節」の項目（宮崎市定氏執筆）参照。

- ⑫ 注⑨参照。

- ⑬ 小尾孟夫「曹魏における『四征』將軍」一一三―一四頁、唐長孺「西晋分封与宗王出鎮」一二六―一八頁。

- ⑭ 小尾孟夫「曹魏における『四征』將軍」一一八―一二頁。

- ⑮ 嘉平三年（二五一）、壽春の王凌（當時太尉）の楚王彪擁立の陰謀が発覚、司馬懿が收拾する。正元二年（二五五）、鎮東將軍・都督揚州諸軍事の毋丘儉は揚州刺史の文欽と共に謀し差兵するも司馬師の軍に敗北する。甘露二年（二五七）、征東大將軍・都督揚州諸軍事の諸葛誕は呉の來援をうけて反乱を起こすも司馬昭に征討された。なお咸熙元年（二六四）には蜀平定直後、鎮西將軍・都督関中諸軍事の鍾会が現地において反乱を起こすもすぐに鎮圧されている。『三國志』卷二八魏書の各列伝参照。

- ⑯ 司馬懿は太和五年（二三二）、大將軍・都督雍涼二州諸軍事として長安に出鎮、以後景初二年（二三八）まで七年間留任する（途中太尉に進位）。『晋書』卷一、宣帝紀。またその間の経緯については岡崎文夫『魏晋南北朝通史』内篇、第一章第九節「魏室衰へ司馬氏興る」など参照。

- ⑰ 唐長孺「西晋分封与宗王出鎮」一二九―一三三頁参照。

- ⑱ 唐長孺「魏晋州郡兵的設置和廢罷」一四四―一九頁。

- ⑲ これらの都市に出鎮した宗室諸王の顔ぶれを見るとわかるが、『晋書』卷五九、河間王頤伝に「（元康）九年、（河間王頤）代梁王彤為平

西將軍領関中。石函之制、非親親不得都督関中、顯於諸王為疎、特以賢孝」とあり、かつて司馬懿が出鎮していた長安の場合は、宗廟の中にある「宗祏」とよばれた石函の中におさめられた制書により、宗室の中でもとくに皇帝と血のつながりの濃い人物のみが任命されることになっていた。

②④ 宮崎市定『九品官人法の研究』本論、一七〇—一頁。

②① 稲葉一郎「呉楚七国の乱について」に依拠した。

②② 『後漢書』列伝卷四、宗室四王三侯列伝、同卷三二、光武十王列伝、同卷四〇、孝明八王列伝、同卷四五、章帝八王伝参照。

②③ 『三國志』卷二〇魏書、武文世王公伝に「評曰、魏氏王公、既徒有國土之名、而無社稷之實、又禁防壅隔、同於園圍、位号靡定、大小臧易、骨肉之恩乖、常祿之義廢、為法之弊、一至于此乎」とあり、その裴松之注所引の袁準『袁子』に「魏興、承大乱之後、民人損滅、不可則以古始。於是封建侯王、皆使寄地、空名而無其實。王國使有老兵百余人、以衛其國。雖有王侯之号、而乃儕為匹夫。鼎隔千里之外、無朝聘之儀、鄰國無会同之制。諸侯游獵不得過三十里、又為設防輔・監國之官以伺察之。王侯皆思為市衣而不能得。既違宗國藩屏之義、又廢親戚骨肉之恩」とある。越智重明『魏晉南朝の政治と社会』第一篇第六章「封建制」参照。具体例として曹操の子で、文帝丕の弟である曹植をとりあげると、「植每欲求別見独談、論及時政、幸冀試用、終不能得。既還、悵然絶望。時法制、待藩國既自峻迫、寮屬皆賈豎下才、兵人給其殘老、大數不過二百人。又植以前過、事復減半、十一年中而三徙都、常汲汲無歡、遂發疾薨、時年四十一」(『三國志』卷一九魏書、陳思王植伝)と、漢魏革命以後は自己の才能を發揮し志を遂げるべき仕官の道は閉ざされ、また亡くなるまでの十三年間に臨着侯・安郷侯・鄆城侯(のち王)・雍丘王・浚儀王・雍丘王・東阿王・陳王と転封され、しかもその封国では親しい友人のみならず兄弟とも交際を禁止さ

れ、なおかつ監國謁者ら目付役の監視下で汲汲としていなければならなかったのである。吉川幸次郎『三國志実録』(『全集』第七卷所収)、伊藤正文『曹植』(『中国詩人選集』第三卷)参照。なお防輔・監國謁者については『資治通鑑』卷六九、魏紀黃初三年四月戊申の条の胡三省注、また越智重明氏の前掲論文一四七—八頁参照。

②④ 越智重明『魏晉南朝の政治と社会』第二篇「晋の政治と社会」第四章「五等爵制」、また宮崎市定『九品官人法の研究』一四五および一七一頁参照。

②⑤ 『晋書』卷三、武帝紀、卷二四、職官志、卷三七、宗室伝、卷三八、宣五王文六王伝、卷五九、「八王伝」、卷六四、武十三元四王伝、『通典』卷三一、職官典、歷代王侯封爵、晋の項にまとまっている。越智重明氏の西晋の封建に関する一連の論考、『西晋の封王の制』(『東洋学報』四二—一、一九五九年)、『魏晉南朝の政治と社会』第二篇第四章「五等爵制」、第五章「封王の制と八王の乱」、『魏晉南朝の貴族制』第三章第七節「西晋の封王の制と八王の乱」、あるいは大沢陽典「西晋政治史の二・三の問題」(『立命館文学』三七・一・三七—二合併号、一九七六年)参照。

②⑥ 成都王穎の場合、成都国に赴いた形迹がない。注②参照。転封の例としてはたとえば「八王」では汝南王亮はかつて扶風王、楚王璋は始平王、趙王倫は琅邪王、河間王顥は太原王であり、また長沙王又は一時常山王に貶されている。ただ越智重明氏らが指摘されるように宗室諸王の都督の配置がえにともなう場合が多い。

②⑦ 第一表参照。

②⑧ 『晋書』卷六四、秦王東伝に「……武帝嘗幸宣武場、以三十六軍兵簿令東料校之、東一省便褻脱、帝異之、於諸子中尤見寵愛」とある。また、卷五九、楚王璋伝に「……遂勅本軍、復矯詔召三十六軍、手令告諸軍曰、……」とある。錢儀吉「補晋兵志」(『二十五史補編』第三

冊所収）、何茲全「魏晉の中軍」（『読史集』一九八二年所収）参照。

②④ 当時における皇帝との親疎を基準に、賢の要素も加味して配置し、またはしばしば全面的な配置転換をはかる西晋の出鎮体制は、封建された宗室諸王の子孫がその封地を世襲してゆく封建体制とは性格を異にし、その意味ではしばしば転封する西晋の封建も理解できる。そして

その時点における「宗師」の存在が象徴する宗室の「家」としてのまとまりがそのまま国家体制の根幹を保證するのに対応しており、そこに宗室としての河内の司馬氏一族の貴族としての側面があらわれており、それが他の時代における宗室のありかたと異なる最大点ではないか。

第二章 宗室諸王と士大夫——陸機・陸雲誅殺事件——

第一章でも触れたように歴代王朝では宗室諸王が人士と交通したり、賓客を養ったりする行為に対して非常な警戒心を懐いている。それはたとえば前漢の呉楚七国の乱において人材をあつめて富国をめざし、それを基盤に朝廷にはむかったことなどに窺える帝位の篡奪の危険性とそれにとまなう国家体制の動揺を考えてのことであろう。西晋においても「小人」と結託した宗室諸王がしばしば弾劾されていることからわかるように一応は禁止されていた。ところが西晋の宗室諸王は官職に就くことにより、実質的にはその官職の権限でもって自己の配下に士大夫を召しかかえることができた。とくに重要な点は宗室諸王が入輔出鎮した際に、公府あるいは軍府を開き、その幕下に士大夫を辟召し幕僚として召しかかえ一種の君臣関係を結ぶことである。こうした西晋特有の制度こそ、西晋の宗室諸王が権力をもつにいたった要因の一つであると考えられる。この問題のもつ意味を、八王の乱の際に成都王穎のもとで起こった陸機・陸雲誅殺事件を素材にもう少し詳しく検討してみたい。まずこの事件の概要について簡単に述べる。

この事件の発端は、太安二年（三〇三）八月、洛陽で恵帝を擁し輔政の任にあった驃騎將軍の長沙王乂に対し、長安に出鎮していた太尉の河間王頴が鄴に鎮する大將軍の成都王穎を誘い、共同して長沙王乂を討伐せんことを計画、そして河間王頴の拳兵に呼応した成都王穎は平原内史の陸機に仮節・前將軍・前鋒都督を假授、ここに討伐軍の総司令官となった陸機の統率下総勢二十余万人の成都王穎軍が洛陽めざして進発したことに始まる（第一表、Ⅷ）。その後河間王頴・成都王穎

連合軍と恵帝を奉ずる長沙王弼軍は八月以来洛陽城内外で戦闘をいくどとなく続けていたが、その中で十月戊申の建春門での戦いで成都王穎軍は大敗を喫した^④。そしてこの敗北をきっかけに成都王穎側で陸機に対する不満が噴出、鄴にて宦官の孟玖が成都王穎に、陸機の長沙王弼への内通を讒言し、現地にいた王閼・郝昌・公師藩ら部将たちも陸機の貳心を証言したため、激怒した成都王穎は参軍の王彰の弁護にもかかわらず、現地にいる冠軍將軍の牽秀に命じ軍中にて陸機をその子陸蔚・陸夏とともに誅殺させ、あわせて鄴にいた弟の陸雲・陸耽および陸機の司馬であった孫拯らも獄に下した^⑤。この成都王穎の処断に対して大將軍府の僚属であった江統・蔡克・裴嵩らは、陸機自身が敗戦の責任を問われ誅戮されたのは当然の処置かもしれないが、陸機の反逆という未確認の情報をもとに他の陸氏一族までをも族誅するのはさしひかえるべきだと再三にわたり上疏し、さらには蔡克を先頭に数十人の僚属が成都王穎に拜謁し涕涙を流して陸雲らの助命を嘆願し、蔡克にいたっては叩頭のあまり流血するほどの懇請であったがために、一旦は心を動かされた成都王穎は陸雲らを赦そうとしたが、迷ったすえに結局は盧志や孟玖らにうながされて誅殺してしまった^⑥。

陸機ならびに陸雲誅殺事件の概要は以上の如くであるが、後日陸機兄弟を謀殺においこんだ張本人である宦官の孟玖に対する非難の輿論におされて、丞相府の従事中郎であった王澄が孟玖の私姦をあげ、孟玖の誅殺を進言、その結果、成都王穎は王澄の言に従い孟玖を誅殺している^⑦。またこうした成都王穎のもとで孟玖が専横する状況が世間には成都王穎の私権化のあらわれと映り、それがひいてはこの翌年の東海王越の挙兵を招き^⑧、ついには東海王越に呼応した王浚・新蔡王騰らの攻撃の前に鄴城は陥落するにいたる^⑨。

この陸機兄弟の悲劇の背景には、成都王穎の下において対立が存在しており、しかもそれはさらに性格を異にする二種類^⑩の対立がともに陸機をめぐることにより絡みあっていたという状況が浮かび上がる。軍府内における僚属間の対立、旧呉の名門出身で呉平定後新たに西晋の朝廷に出仕し、その才能故に急速に成都王穎の信任を得つつあった陸機と、彼に対してねたみをもつ河北出身でもとから西晋に出仕しており、自身鄴令の時代より成都王穎の信任を得ていた盧志の場合に

第二表 成都王穎の軍府の僚属とその本籍

府官名	姓 名（本籍）
長史	盧志 [*] （范陽涿）・鄧球 [*] （滎陽開封）
司馬	程牧（広平曲周？）・和演（汝南西平？）・陸雲 [*] （呉郡呉県）・王混
従事中郎	顔榮（呉郡呉県）・王澄（琅邪臨沂）・成斐
東曹掾	蔡克（陳留考城）
掾	応詹（汝南南頓）・杜毗（蜀郡成都）・步熊（陽平苑干）
記室督	江統（陳留圉県）
参軍	陸機（呉郡呉県）・邵統（魏郡安陽）・孫恵（呉郡呉県）・王彰・崔
（官 属）	曠劉淵（新興郡匈奴）・喬智明（鮮卑前部） 裴嵩（潁川長社）

尖鋭化される対立である。^⑨ もう一つは宦官の孟玖に対する士大夫の代表としての陸機・陸雲兄弟という構図である。それはたとえ孟玖が自分の父を邯鄲令に任用されんことを成都王穎に求めたのに対して、大將軍府右司馬の陸雲が反対したことを孟玖が深くうらんだとか、陸機統率下の成都王穎軍において孟玖の弟孟超が陸機の指示に敢えてそむいたとか、孟玖が孟超の戦死を陸機のしわざと思ひ込んだという記事に窺うことができる。^⑩ こうした孟玖の陸機兄弟に対するうらみが陸機の反逆という讒言を生み、ついには陸機・陸雲兄弟が誅殺されたのである。ここに成都王穎の寵倖を得ていた宦官孟玖とそのまわりに弟の孟超や孟玖に推挙されて成都王穎の部将となった王闡・郝昌・公師藩らから成るグループが存在し、孟玖は成都王穎の寵倖と自ら扶植した親党を背景に威権を振り、それに対して府内では僚属となっていた士大夫が批判を加え、また外からは成都王穎の「驕奢」として輿論の非難を浴びる結果をもたらした。^⑪ そして府内における成都王穎に対

する批判は、陸雲の孟玖批判にはじまり江統・蔡克・裴嵩らの陸雲擁護・王澄の孟玖弾劾という一貫した批判を展開した流れを見出すことができるのであり、それになった主体が軍府の僚属であった。このグループがどのような人物から成っていたのか検討したい。まず成都王穎のもとにいた僚属を『晋書』の列伝などを参考にしてまとめたのが、第二表である。なお便宜上、征北大將軍府・大將軍府・丞相府の各軍府（蔽密に言うならば丞相府は公府）を区別しなかった。なお表において*印が付いている人物は本来郷に出鎮していた都督

が管轄範圍として想定し得る冀州（および司州の一部である魏郡・陽平郡・広平郡・頓丘郡）以外、つまりいわゆる河北、つまり在地以外の出身であるとはっきりわかる人物である。

こうした宗室諸王が府主として権力を掌握した基盤である軍府を構成する長史・司馬以下の僚属、つまり府官は本来制度上はその長官である四征將軍（あるいは三公）と同じく中央から任命されるべき敕任官であり、それ故に八王の乱当時においても制度として府主である宗室諸王が適当な人物を上奏し、それに基き皇帝が正式に任命するのであり、決して府主が辟召するのではない^⑭。そしてこの制度があるからこそ、たとえば趙王倫が自分の腹心を監視牽制のために成都王穎らの下に参佐と郡太守として送りこむことができたのである^⑮。こうした府主と僚属の關係は、その軍府が統轄する郡県の長官にもあてはまる^⑯。ところが実際には府主に裁量権があり、自分の都合により自由に任免することができ、実質的には辟召する権限をもっているのと同じであった。そしてしかも將軍職が中央官であるので辟召する人物の出身を州刺史の如くその管内に限ることなく、中央の朝廷に出仕している人々をも含めて広く全国に求めることができるのである。このように宗室諸王は開府することにより、軍府の僚属および管内の郡県の長官の任免権を掌握していたのである。では全く宗室諸王の恣意によるかといえばそうではなく何かに規制されている。その規制するものが士大夫の輿論であり、逆に言うならば輿論で支持された人物こそその軍府内の僚属となるのである。このように府主と僚属の關係は、制度としては官職上の上下關係、つまり公的な關係であるが、実質的には府主の任命による一種の君臣關係、つまり私的關係である。ところがこうした人物を府主が全く自由に登用するかといえばそうではなく輿論の規制をうけている。ここに「公」が「私」、「私」が「公」というきわめて中世的な複雑な様相があるのである。そしてあまりにも輿論を無視していわゆる「小人」を登用すると私権化傾向のあらわれとして輿論の非難をうけるのである。逆にたとえば三王起義において成都王穎が拳兵にさきだち軍府の長史・司馬を改選し、掾属を辟召したのは、当時鄴県令であった盧志が「……しかし戦争はこのうえない重大事であり、聖人でさえも慎重となります。ですから賢才を旌表任用し、声望ある人物を收攬すべきでありましょう」と

いう進言に基いていることから窺われるように、輿論を自らに引き付ける手段であった。すなわち前稿において、齊王岡の太司馬府での府主と僚属つまり府官との関係について、「そもそも府主に辟召されて幕僚となった士大夫は、府主が自らに人心を繋ぎ留めるために辟召した人物、すなわち輿論の期待を担っている人物であり、逆に言うならば、輿論を導く立場にある人物であり、それ故に幕僚の府主に対する批判は、輿論の具体的な代弁である」（二〇頁）ということが、この成都王穎とその僚属との関係においてもそのままあてはまる。こうして府主である宗室諸王は辟召した士大夫（すなわち貴族）を通して具体的に輿論と結びつくのである。

いますこし府主と府官との関係を検討したい。表二からわかるように成都王穎の場合、その府官の本籍はその管轄地域のみならず、当時西晋が領有していた全域にわたっており、その中でもあるものは後漢末以来士大夫の淵藪とよばれた中原の汝南・潁川・陳留などの各郡を本籍とする士大夫であり、また他の地域でも琅邪の王氏出身の王澄や呉郡の陸氏出身の陸機など名族の出身者である。たとえば丞相府記室督の江統は「徙戎論」を著したことで有名であるが、彼は本籍は陳留郡圉県で、祖父・父とも郡太守でおわっており、また亢父男という封爵をついでおり、陳留郡では蔡克と並び称され、「崑然稀言江応元」といわれ、襲爵し山陰県の県令でもって起家した。のちに京官・東宮官、齊王岡の参軍などを歴任している。また丞相府の従事中郎であった顧榮はそれ以前には趙王倫の子虞の大將軍府長史、齊王岡の太司馬府主簿、長沙王父の驃騎將軍府長史を歴任、その後も東海王越の太傅府軍諮祭酒、琅邪王睿の安東將軍府軍司馬（軍司）となっている。

このように実権を掌握していた宗室諸王の府下を転々と移りながら、府主である宗室諸王の浮沈とは関わりなく生存しているのは、顧榮自身「南土の著姓」として輿論の支持を得ていたからであり、ここに府主に対する自立性が窺えるのである。その関係は南北朝時代、とくに南朝における皇帝と貴族との関係、つまり王朝交替にもかかわらず存続した貴族のありかたに繋がる。

こうした宗室諸王と士大夫を府主と府官という関係で内包する軍府（あるいは公府）は、たとえば琅邪王睿（のちの東晋元

帝)の鎮東大將軍府が東晋政權の母胎となったように、政權の中核となる可能性を秘めた存在であり、それ故に現政權にとつては地方の分離の拠点ともなり得る存在でもあった。

八王の乱において何故に宗室諸王がその主役となるのか、という問いに対し、第一章・第二章を通じて、西晋特有の宗室諸王のありかた、とくに出鎮の場合を中心に検討してきた。そこには官職を介しての宗室諸王による軍隊の掌握と軍府における士大夫との一種の君臣関係と、その二つを基礎にした一種独立的な権力基盤を見出した。こうした宗室優遇策は魏晋国家体制がその統一を維持するための施策の結果であった。出鎮の場合、委任した宗室諸王に皇帝の権限を分与し、それにより地方の遠心的傾向を防止しようとしたのである。ではこうした強大な権力をもつ宗室諸王が何故に拳兵に踏み切ることができているのか、また何故にその宗室諸王のもとにさらに人士が結集し得るのか、この問題については章を改めて考えたい。

- ① 『史記』卷一〇六、吳王濞列伝、「孝惠・高后時、天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民。吳有子弟鄒銅山、濞則招致天下亡命者盜鑄錢、資海水為塩、以故無賦、國用富饒。……〔電鑄〕説上曰……乃益鑄溢、即山鑄錢、資海水為塩、誘天下亡人、謀作乱。……」。『漢書』卷三五、吳王濞伝。
- ② 前稿注①参照。越智重明『魏晋南朝の政治と社会』第一篇第六章第四節「封王と資客」、第二篇第四章第七節「封建制と(上)級士人」など参照。
- ③ 前稿一〇頁および注②参照。
- ④ この内戦については、『晋書』卷四、惠帝紀、太安二年の条、卷四四、盧欽伝、盧志、卷五四、陸機伝、卷五九、長沙王乂・成都王穎・河間王顛の各伝、卷六〇、張方伝、『資治通鑑』卷八五、晋紀、太安二年・永興元年の条など参照。陸機は仮節、前將軍、前鋒都督(成都王穎伝、『資治通鑑』太安二年の条)として、北中郎將王粹・冠軍將
- ⑤ おもに『晋書』卷五四、陸機伝および陸雲伝による。孟玖の讒言の直接のひきがねは小都督として従軍していた弟孟超の戦死にあり、孟玖は陸機が孟超を殺害したものと思ひ込み、陸機が長沙王乂に内通しているの意の孟超の書信を証拠として訴えた。なお孟玖の陸機・陸雲兄弟に対する宿怨のみならず、ほかに亡國の呉から入朝した陸機兄弟が成都王穎の信任を得たことに対する、とくに盧志に代表される旧来の士大夫の反感を買い、またこの内戦の際には陸機の都督下に入った王粹ら有力部將の反撥などが絡み合っていたのである。盧志は個人的な怨恨から(『世説新語』方正篇参照)、陸氏兄弟排撃の急先鋒となり、孟玖と行動をともにしている。

⑥ 『晋書』卷五四、陸雲伝、「陸機之敗也、并取(陸)雲。(成都

王) 穎官厲王統・蔡克・審嵩等上疏曰、……穎不納。統等重請、穎遂廻者三日。……蔡克入至穎前、叩頭流血、曰、雲為孟玖所怨、遠近莫不聞、今果見殺、罪無形驗、將令羣心疑惑、窃為明公惜之。僚屬隨克入者數十人、流涕固請、穎惻然宥雲色。孟玖扶穎入、催令殺雲。

⑦ 『晋書』卷四三、王戎伝、王澄、「少歷頭位、累遷成都王穎從事中郎。穎嬖豎孟玖譖殺陸機兄弟、天下切齒。澄忿玖私姦、勸穎殺玖、穎乃誅之、士庶莫不稱善」。

⑧ 前稿七―八頁、(Ⅷ)・(Ⅹ)。

⑨ 注⑤参照。『晋書』卷五四、陸機伝、「范陽盧志於衆中間機曰、陸遜・陸抗於君近遠。機曰、如君於盧顯・盧珽。志默然。……〔成都王穎謂機曰、若功成事定、當爵為郡公、位以台司、將軍勉之矣。機曰、昔齊桓任夷吾以建九合之功、燕惠疑築綬以失垂成之業、今日之事、公不在機也。穎左長史盧志心害機簡、言於穎曰、陸機自比管・樂、擬君閭主、自古命將遣師、未有臣陵其君而可以濟事者也。穎默然。陸雲伝参照。

⑩ 『晋書』卷五四、陸雲伝、「晉〔齊王〕閻、軼大將軍右司馬。〔成都王〕穎晚節政衰、雲屢以正言忤旨。孟玖欲用其為邯鄲令。左長史盧志等並阿意從之。而雲固執不許、曰、此果皆公府族賢、豈有貴門之父居之邪。玖深忿怨。』世說新語」尤悔篇注所引「陸」機別伝」参照。『晋書』卷五四、陸機伝、「初、宦人孟玖弟超並為穎所嬖寵。超領萬人為小都督、未戰、縱兵大掠。機錄其主者。超將鉄騎百余人、直入機麾下奪之。穎謂機曰、貉奴能作督不。機司馬孫拯勸機殺之、機不能用。超宣言於衆曰、陸機將反。又還書与玖、言機持兩端、軍不速決。及戰、超不受機節度、輕兵獨進而沒。玖疑機殺之、遂譖機於穎、言其有異志。……」。

⑪ 『晋書』卷五四、陸機伝の注⑩引用文に続き、「……將軍王閻・郝昌・公帥藩等皆玖所用、与奎秀等共証之。〔穎大怒、使秀密收機〕。公

師藩是陽平郡の出身で成都王穎の帳下督であった(卷三七、宗室伝、南陽王模、卷一〇四、石勒載記上)。なお奎秀も「又諳事貴門孟玖、故見親於穎」(卷六〇、奎秀伝)と、孟玖に近づき、そのつてにより成都王穎の信任を得ている。この宦官・部將グループともいふべき集團は、語弊を恐れずにいふならば後で出てくる士大夫グループとは対照的に在地出身の成都王穎とは私的に結びついている寒門寒人層からなり、成都王穎の軍府内で士大夫グループと対立し、そして孟玖を中心とするこのグループの抬頭が輿論には成都王穎の私権化と映ったのであろう。こうした寒門寒人層の進出は他の宗室諸王の公府・軍府内にも見える。前稿とくに第三章参照。

⑫ 嚴耕望『中国地方行政制度史』上編(三)、都督与刺史、一二―一四頁参照。

⑬ 『晋書』卷五九、趙王倫伝、「時齊王閻・河間王顥・成都王穎並攝強兵、各據一方。〔孫〕秀(趙王倫の腹心)知閻等必有異圖、乃選親党及倫故吏為三王參佐及郡守」。なお「參佐」は「……〔王〕基上疏圖議、掎功參佐、由是長史・司馬等七人皆候」(『三國志』卷二七魏書、王基伝)・「綱紀、綜理府事者也。參佐、諸僚屬也」(『資治通鑑』卷九三、晋紀、明帝太寧二年七月の条「有詔、王敦綱紀除名、參佐禁錮」の胡三省注)などの用例があり、府内の長史・司馬・主簿など「綱紀」をも含む広義と「綱紀」を除いた「僚屬」のみを示す狭義があるらしい。

⑭ 『晋書』卷五四、陸機伝、「〔成都王〕穎以〔陸〕機參大將軍軍事、表為平原内史」。陸雲伝、「成都王穎表為清河内史」。成都王穎は軍府の僚屬を推薦し、管轄下の郡太守・国内史・県令に任用されんことを上表している。注⑩参照。

⑮ 『晋書』卷四四、盧欽伝、盧志、「……齊王閻起義、遣使告〔成都王〕穎。穎召〔盧〕志(鄴令)計事、志曰、趙王無道、肆行暴逆、四海人神、莫不憤怒。今殿下總率三軍、応期電奔、子來之衆、不召自至。

掃夷凶逆、必有征無戰。然兵事至重、聖人所慎。宜旌賢任才、以收時望。穎深然之、改選上佐、高辟掾屬、以志為證議參軍、仍補左長史、專掌文翰。

⑩ 『晋書』卷五六、江統伝。彼の子孫は陳の江総ら南朝の貴族として連綿と続いている。

⑪ 『晋書』卷六八、顧榮伝。ほかにたとえば大將軍府參軍の孫思はか

つて齊王冏の大司馬府で賊曹屬、戸曹掾、東曹屬を歴任しており(卷五九・齊王冏伝。卷七一、孫思伝)。ただし僚屬が私權化する宗室諸王に個人的に与するならば、のちに罪に問われて誅殺されることはま

第三章 宗室諸王の權威

何故に八王の乱において出鎮した宗室諸王が挙兵に最終的に踏み切れるのか、その根拠をどこに求めることができるだろうか。例を三王起義にとるならば、齊王冏が、あるいは齊王冏に呼応した成都王穎・河間王顥が何故に趙王倫討伐の兵を挙げることが許されたのであろうか。八王の乱の諸抗争は第一表「八王の乱抗争表」の下段を見れば一目瞭然に永寧元年(三〇一)に起こった三王起義を転機として、それ以前の洛陽城内を舞台としたクーデター劇に終始した段階と、以後の全国をまきこんだ内戦に展開した段階とに分けることができるが、はじめに前半の段階におけるクーデター決行の場合について検討し、ついでそれを踏まえて後半の段階における挙兵の場合について考えたい。

クーデターの場合の検討材料として元康元年(二九一)六月の楚王瑋が汝南王亮と衛瓘を殺害したクーデター(第一表、Ⅱ)をとりあげる。まず『晋書』卷五九、楚王瑋伝を中心にクーデターの概略を述べたい。①

ある夜、衛將軍・領北軍中候の楚王瑋のもとに青紙に書かれた密詔が届けられた。その密詔には「太宰(汝南王亮)と太保(衛瓘)は『伊・霍の事』(皇帝の廢立)を目論んでいる。王(楚王瑋)はよろしくこの密詔を宣示し、まず淮南王(允)・長

ぬがれず、またたとえ無実であっても個人的な宿怨をはらすために処刑される場合もままあった。そのために顧榮は齊王冏の大司馬府主簿の時に「終日昏酣、不綜府事」と、酔って実務をとらず、その結果、中書侍郎に転出してしまった。このように貴族は府内にあって府主を批判するか、あるいは実務にたずさわらないというように積極・消極の違いがあるが府主の宗室諸王と一線を画す傾向が多く見られる。

⑬ 前稿注⑩参照。東晋政権内に見られる北来貴族と江南豪族との関係も基本的には成都王穎の軍府における貴族層と寒門寒人層との関係と基本的に同一である。

沙王〔父〕・成都王〔穎〕に命じ、「不測の事態に備え」宮城の各門を固めさせ、その上で二公（汝南王亮と衛瓘）から官位を剝奪すべし」という内容が記されていたという。^②この密詔が黃門によりもたらされるや、楚王瑋は自ら領する北軍を統御するとともに、この恵帝の手詔をよりどころにして次々に偽詔を発した。その第一は自身を都督中外諸軍事に任命する偽詔であり、その権限でもって洛陽城内外の全禁軍（三六軍）を召集、城内で宿衛の任に就いていた軍営に対してはその部署において嚴戒体制を敷かせ、城外に駐屯していた軍営に対してはただちに汝南王亮の居る太宰府ならびに衛瓘の太保府の制庄に赴かせた。第二に汝南王亮と衛瓘のもとへは太宰・太保の印綬と侍中の貂蟬の返還を命じ、その上で両者の封国に退居させ、また太宰府・太保府の僚属を解任する旨の偽詔をたずさえた使者をつかわし、また別に兩公府の僚属に対してはこの詔敕に従い反抗しないかぎり罪には問わない旨の偽詔を示した。こうした楚王瑋のやつぎばやの措置により汝南王亮と衛瓘は抵抗らしい抵抗もせずに縛に就き、殺害されたのである。

このクーデターの顛末から、詔敕が数多く出され、その詔敕がクーデターの成否に関わる重要な役割を果たしていたこと、とりわけ皇帝である恵帝自身の手になる汝南王亮と衛瓘の罷免を命ずる密詔が楚王瑋のクーデター決行のよりどころとなることがわかる。そしてこの場合の詔敕に関して二つの特徴を見出すことができよう。まず第一にクーデターの発端となった詔敕の内容があくまでクーデターの目標である人物の免官と引退を命じていることであり、これと同様の詔敕が八王の乱前半の他のクーデターにおいても見られる。たとえば楊駿誅殺のクーデターの場合（第一表、I）では「楊駿（太傅）を廢黜し、臨晋侯の爵位のみ残して第宅やしよに退居させよ」という内容の、また賈皇后誅殺のクーデターの場合（III）にも「賈皇后を廢位し、庶人の身分に落とせ」という内容の詔敕が出ている。^④つまりクーデターの目標人物が振う権勢のよりどころである彼の地位、多くの場合は官職を剝奪し、封国ないしは第宅に退居させる、前稿第二章のことを使うならば「退讓」を迫る詔敕が降るのが常套手段となっていたのである。^⑤そしてこの詔敕の執行をたてに禁軍を派遣し、その上で無防備の相手を収縛し殺害するという手順でクーデターが進行するのである。第二の特徴として挙げられる点は、「矯詔」すなわ

ち詔赦を詐称・仮託する、あるいは詐称・仮託した詔赦という意味の語句がこの事件を扱った記事に頻繁に出てくることである。楚王瑋伝には「遂勒本軍、復矯詔召三十六軍、手令告諸軍曰……」「又矯詔使亮・瑾上太宰太保印綬・侍中貂蟬、之國、……」「又矯詔赦亮・瑾官属曰……」と、楚王瑋が恵帝の手詔をよりどころに次々と詔赦に仮託し自ら命令を出したことを「矯詔」と表わされ、また恵帝の手詔そのものさえが『晋書』卷四、恵帝紀、永平六年六月の条に「賈后矯詔使楚王瑋殺太宰汝南王亮・太保馮陽公衛瑾」と表わされている。前者が直接には楚王瑋の意図により自ら作製した偽詔であるのに対して、後者は賈皇后の意図による、恵帝自筆にかかる詔赦であった。この「矯詔」という表現は他のクーデターの記事にも頻出し、また「矯詔」という表現を使わない場合にも事実上詔赦に仮託する行為が見られる。楊駿誅殺のクーデターの場合(Ⅰ)には、賈皇后の意を受けた殿中郎の孟觀・李肇が夜中に恵帝に啓して楊駿罷免の詔赦を作製させており、また賈皇后誅殺のクーデターの場合(Ⅱ)には、趙王倫が偽詔を作製し、それをたてに賈皇后とその一族をとらえて処刑している。なおこの時に賈皇后をとらえにきた齊王冏と賈皇后との間には以下のやりとりがあったと『晋書』卷三一、后妃伝上、恵賈皇后に記載する。——賈皇后「おまえがどうしてやってきたのか」。齊王冏「皇后をとらえよ、という詔赦があります」。賈皇后「詔赦はこの私から出るはずである。(私の手を経ないものが)どうして詔赦であることがあろうか」^⑧。——この挿話から当時在位していた皇帝で、暗愚と評され判断能力に欠けていた恵帝のもとでの「矯詔」の性格が浮かび上がるであろう。重要なことは恵帝の手を経るか否かにかかわらず、クーデターの主謀者の意図にかかる「詔赦」が現われていることである。以上のように楚王瑋のクーデターに代表される八王の乱の前半の段階の抗争では、クーデターの発端として「詔赦」が降っており、それをよりどころにクーデターが決行される。ということはずなわち表面上は皇帝である恵帝の意思が拳兵の根拠となったのである。そしてこの「詔赦」の内実を考えるとクーデターの主謀者の意図そのものであり、つまり「矯詔」であり、具体的には打倒すべき相手の地位を剝奪するという内容をもっていた。

こうした「詔赦」、その内実はクーデターを謀る側の意図の反映である「矯詔」がクーデターの決め手になるという事

態がたびかさなると、この「詔赦」への對抗手段が、とくにクーデターをしかけられる側に講ぜられるようになる。その中で興味深いのが「驪虞幡」の利用である。さきほどの楚王瑋のクーデター（Ⅱ）を再び例として見てみたい。

夜中に楚王瑋が恵帝からの密詔、実は賈皇后の矯詔をよりどころに、戒嚴下禁軍をその統率下におきクーデターを起すという事態に対し、なすすべを知らなかった朝廷は、その翌未明に太子少傅の張華の計略、——「楚王瑋は詔赦を矯りて、擅に二公を殺害した。将校および兵隊たちはこれを『国家』（皇帝である恵帝）の意思であると信じこみ、それ故に楚王瑋に従っているだけでありませぬ。いま『驪虞幡』を遣して外軍の戒嚴を解除するのがよろしかろうと存じます。さすれば自然としかもまちがいなく塵くが如く従うはずであります」——に従い、殿中將軍の王宮に驪虞幡をたてて楚王瑋のもとに赴かせた。そして軍衆を前に驪虞幡をふり、「楚王は詔赦を矯っている」と叫んだ結果、楚王瑋のもとに結集していた禁軍は、「兵士たちは皆な武器をその場に放り出してにげだし、楚王瑋の左右には全く一人もいなくなった」と雲散霧消し、楚王瑋はあっけなくとらえられた。^⑤

ここに出現する驪虞幡とは『資治通鑑』の胡三省の注によれば、「晋の制度には白虎幡と驪虞幡とがある。白虎は威猛にして殺すことをつかさどるが故に戦鬪を督促す。驪虞は仁獸であるが故に戦鬪を解除す」と説明があり、また趙翼の

『廿二史劄記』卷八、「驪虞幡」には「晋の制度では驪虞幡を最も重んじた。危機的な状況に至るたびごとにあるいは用いて皇帝の旨を伝え、あるいは用いて戦鬪をやめさせた。これを見た者はたちまち恐れひれふし決して動こうとしない。

これは朝廷の令甲である。……他の王朝にはこれを用いたという記事は見当たらない」とある。^⑥すなわち驪虞幡は本来は戦争における旗指物の一種で皇帝の意思として戦鬪を停止させる場合に使うものであり、それがさらに非常時の際に皇帝の意思を伝える手段としても利用されたのである。楚王瑋のクーデターの場合にこの驪虞幡をもつ王宮が「楚王矯詔」と叫んでおり、驪虞幡の本来の役割でもって禁軍の戒嚴を解くと同時に、クーデターは楚王瑋が詔赦を詐称して起こしたのであり、決して恵帝の意思から出たのではないことを示し、楚王瑋を一転して逆賊となしたのである。このことから分か

るように、驪虞幡は皇帝の分身として、より皇帝の意思を体する点では詔敕を凌ぐ權威を有していた。それ故に驪虞幡は八王の乱において楚王瑋のクーデター以後にも、たとえば淮南王允のクーデターの場合(Ⅳ)に趙王倫打倒に立ち上がった淮南王允を斬るために、また三王起義の終局に趙王倫が掌握していた禁軍を解除するために、さらには齊王冏軍対長沙王義軍の市街戦の場合(Ⅶ)にも登場する。ところがこうして驪虞幡がクーデターのたびごとに利用されるにつれ驪虞幡そのものも弱っていた効力が薄まり、長沙王義軍対河間王顥・成都王穎連合軍の内戦(Ⅶ)や蕩陰の役(Ⅷ)にいたっては、ついに驪虞幡に代って皇帝である惠帝自身が前面にかつぎだされるといふ事態にまでエスカレートした。

以上見てきたように八王の乱、とくにその前半における、多くは矯詔という形であるが詔敕が頻出し、ついでそれに対抗するために驪虞幡が登場、さらに皇帝自身が奉ぜられて内戦に現われるなどの現象は一体何を意味するのであろうか。その解答を示唆するのは矯詔ではないかとの疑念を懐きつつも結局その詔敕に従い、クーデターに対して抗うことができなかった楊駿や汝南王亮・衛瓘の例、あるいは驪虞幡の出現により統率下にあった禁軍が一瞬のうちに瓦解した楚王瑋の例、また皇帝の親征に対しその姿を遠望するや配下の軍が退却しはじめた河間王顥の部将張方の例などである。これら詔敕・驪虞幡・生身の皇帝などに共通して存在する無形の皇帝の權威がこうした状況下において絶大の効果を發揮するからであり、だからこそクーデターをしかける側も、またそれを防ぐ側も利用したのである。

ではつぎに当初の問題であった、内戦の形式をとる八王の乱後半の段階での挙兵のよりどころは何なのか、この問題について三王起義の場合を例に考察したい。三王起義の発端は、使持節・鎮東大將軍・都督兖州諸軍事として許昌に出鎮していた齊王冏が、惠帝から帝位を篡奪した趙王倫の討伐と幽閉されている惠帝の反正という大義を掲げて挙兵、と同時に全国の「征・鎮・州・郡・県・国」に檄書を送った。そして各地で齊王冏に呼応する動きがはじまり、直接齊王冏のもとに馳するものもあれば、河北においては齊王冏の檄に応じた使持節・征北大將軍・都督鄴城守諸軍事の成都王穎のもとに兗州刺史王彥・冀州刺史李毅らが結集、封国にあった常山王乂(のちの長沙王)もそれに続くというように趙王倫討伐の連

合軍が形成され、ついで洛陽に進撃した。^② こうした展開の中で注目すべきは、第一に要衝に出鎮し「藩屏」たるべきを期待されている宗室諸王、その中でも「親親」の宗室諸王が拳兵の中核に位置していること、第二にその宗室諸王が反趙王倫という輿論の趨勢を踏まえて拳兵していることである。より具体的には齊王冏が全国各地に檄を飛ばすことにより大義のために拳兵することを表明、成都王穎が拳兵にあたり幕僚を改選することにより、輿論との一体化を示している。^③ こうした条件が整ってこそ詔敕がなくても拳兵を正当化することができ、またその結果他の勢力を結集し得たのである。とするとつきつめれば、宗室諸王と輿論の存在とその結合が詔敕の代替となったといえよう。そしてこうしたありかたこそ逆に詔敕などに現われた皇帝の権威を生ぜしむる由来を示唆するのではないか。遡って考えてみるに後漢末の群雄割拠の状況の中から曹操という一軍閥が輿論の自覚的な中心である清流士大夫と結び曹操政権を形成、他の軍閥勢力を吸収し、ついには曹魏王朝を成立させ、さらにそれを継承した西晋王朝が中国を再統一した。つまり魏晋国家体制は図式的には軍隊と輿論の結合であり、その両者を結ぶ接点として皇帝が存在するのであり、^④ 皇帝の権威はその背景に両者により支えられており、そこから生じているのである。そしてその西晋王朝下でのたびかさなる私権化という国家体制の危機に際し、この私権化の動きに対し公権としての機能の回復をめざす輿論の反撥という対立が八王の乱の諸抗争の底流における図式であり、それが表面化する契機が国家の意思の象徴である詔敕・驄虞幡の登場であった。そしてさらに八王の乱が拡大し内戦化し、直接に皇帝の詔敕が得ることが不可能な状況で、自らの拳兵を正当化するために輿論とともに宗室諸王の存在が前面に登場してくるのである。

① このクーデターのあらましについては、楚王瑋伝のほかに『晋書』卷四、惠帝紀、元康元年六月の条、卷三一、后妃伝上、惠賈皇后、卷三六、衛璉伝、卷五九、汝南王亮伝、『資治通鑑』卷八二、晋紀、元康元年六月の条参照。

② 『晋書』卷五九、楚王瑋伝、「……而(賈)后不之察、使惠帝為詔

曰、太宰太保欲為伊霍之事、王宜宣詔、令淮南・長沙・成都王屯宮諸門、廢二公。夜使黃門齎以授(楚)王瑋、瑋欲覆奏、黃門曰、事恐漏泄、非密詔本意也、瑋乃止。……」。

③ 『晋書』卷四〇、楊駿伝、「及(楚)王瑋至、(孟)觀・(李)肇乃啓(惠)帝、夜作詔、中外戒嚴、遣使奉詔、廢(楊)駿、以(臨)晋

侯就第」。楊駿是大傅・大司馬・侍中・錄尚書事の官職を劉琮された。なお臨晉侯には咸寧二年（二七六）十二月に武帝の皇后の父、つまり外戚ということで封ぜられている（卷三、武帝紀）。

④ 『晋書』卷四、惠帝紀、永康元年四月癸巳の条、「梁王彤・趙王倫矯詔廢皇后為庶人……」。卷三二、后妃伝上、惠賈皇后、卷五九、趙王倫伝参照。

⑤ なお「就国」「之園」もしくは「就第」という処置はすなわち事実上死を意味していた。前篇一〇―二頁参照。

⑥ 『晋書』卷五九、楚王瑋伝、「惠」帝遣謁者詔瑋還宮、執之於武賈署、遂下廷尉。詔以瑋矯制害二公父子、又欲誅滅朝臣、謀罔不軌、遂斬之、時年二十一。……瑋臨死、出其懷中青紙詔、流涕以示監刑尚書劉頌曰、受詔而行、謂為社稷、今更為罪、託体先帝、受枉如此、幸見申列、頌亦歎欷不能仰視」。

⑦ 注③参照。

⑧ 注④参照。『晋書』卷三二、后妃伝上、惠賈皇后、「趙王倫乃率兵入宮、使翊軍校尉齊王囏入殿廢（賈）后……后懿曰、卿何為來。囏曰、有詔收后。后曰、詔當從我出、何詔也……」。

⑨ 『晋書』卷三六、張華伝、「……内外兵擾、朝廷大恐、計無所出。〔張〕華白〔惠〕帝以、〔楚〕王瑋詔擅害二公、將士倉卒、謂是國家意、故從之耳、今可遣驃騎、使外軍解嚴、理必風靡。上從之、瑋兵果敗。卷五九、楚王瑋伝、「……会天明、〔惠〕帝用張華計、遣殿中將軍王宮齎驃騎應衆曰、楚王矯詔。衆皆枳杖而走、瑋左右無復一人、窘迫不知所為、惟一奴年十四駕牛車將赴秦王東。帝遣謁者詔瑋還宮、執之於武賈署、遂下廷尉」。

⑩ 『資治通鑑』卷八二、晋紀、元康元年六月の条、「張華白〔惠〕帝、遣殿中將軍王宮齎驃騎、出應衆曰、楚王矯詔、勿聽也」の胡注に「晋制有白虎・驃騎。白虎威猛主殺、故以督戰。驃騎仁讓、故以解

兵」とある。驃騎とは伝説上の虎と鹿に似た靈獣である。『詩經』召南、驃騎の毛伝など参照。また白虎・驃騎兩騎については『太平御覽』卷三四一、兵部、驃 参照。

⑪ 『廿二史劄記』卷八、驃騎傳、「晋制最重驃騎、每至危險時、或用以伝旨、或用以止兵、見之者輒懼伏而不敢動、亦一朝之令甲也……他朝未見有用之者」。なお西晋・東晋における驃騎の使用例を挙げてゐる。

⑫ 『晋書』卷六四、淮南王允伝、「〔陳〕徽兄淮時為中書令、遣驃騎驃以解罔」。

⑬ 『晋書』卷五九、趙王倫伝、「王與屯雲龍門、使〔趙〕王倫為詔曰、吾為孫秀等所誤、以怒三王、今已誅秀、其迎太上復位、吾婦老于農畝。伝詔以驃騎、敗將士解兵。文武官皆奔走、莫敢有居者」。

⑭ 『晋書』卷五九、齊王囏伝、「〔齊〕王囏令黃門令王湖悉盜驃騎、唱云、長沙王矯詔。〔長沙〕王又稱、大司馬謀反、助者誅五族。是夕城內大戰、飛矢雨集」。

⑮ 『晋書』卷五四、陸機伝、「……長沙王又奉天子手〔陸〕機戰於鹿苑、機軍大敗、赴七里澗而死者如積焉、水為之不流、將軍賈模皆死之。卷六〇、張方伝、「……〔長沙〕王又奉〔惠〕帝討〔張〕方于城內、方軍望見乘輿、於是小退、方止之不得、衆遂大敗、殺偽滿于衢巷」。

⑯ 『晋書』卷五九、成都王穎伝、「永興初、左衛將軍陳眕、殿中中郎送苞、成輔及長沙故將上官巳等奉大笏討〔成都〕王穎、馳檄四方、赴者雲集。軍次安陽、衆十余万、鄆中震懼。穎欲走、其豫步熊有道術、曰、勿動、南軍必敗。穎悉其衆問計、東安王繇乃曰、天子親征、宜罷甲縞素出迎。穎罪。司馬王混、參軍崔暉勸穎拒戰、穎從之……」。卷四、惠帝紀、永興元年七月の条参照。

⑰ 『晋書』卷五九、汝南王亮伝、「帳下督李龍白、外有變、詣距之、

〔汝南王〕亮不聰。俄然楚兵登牆而呼，亮驚曰、吾無二心、何至於此、若有詔書、其可見乎。〔公孫〕宏等不許、促兵攻之。長史劉維謂亮曰、觀此是姦謀、府中俊父如林、猶可尽力距戰、又弗聽、遂為〔李〕肇所執、……」。卷三六、衛瓘伝、「夜〔楚王瑒〕使清河王遐取〔衛〕璜。左右疑遐矯詔、咸諫曰、礼律刑名、台輔大臣、未有此比、且詭距之、須自表得報、就戮未晚也。璜不從、遂与子恒、嶽・裔及孫等九人同被害、……」。卷四〇、楊駿伝参照。

⑮ 注⑨参照。

⑯ 注⑩参照。

⑰ 前稿四一五頁参照。

⑱ 第二章注⑮参照。

おわりに

本論をまとめてみると、八王の乱は西晋の宗室が前面に出てくる、とくに地方に出鎮した宗室諸王が主役であった内乱である。そもそも西晋の宗室に関し、前代のそれと異なるのは任官し政治に関わることができた点であり、そして宗室が就く官職は軍事関係が、その中でも都督として出鎮するのがその典型であった。この出鎮の体制は地方統治体制の根幹として曹魏以来存続していたが、西晋にはいり主要な都督は宗室が独占していた。それは分離傾向を内包していた地方に対し軍事を中核に大幅な裁量権を委託された宗室諸王が、皇帝と宗室諸王間の血縁のきずなにより中央と地方との紐帯ならびに「藩屏」としての役割を期待されていたからであろう。こうして出鎮した宗室諸王は管轄下における軍事権の掌握のみならず、その地において軍府を開くことにより、両者があいまって宗室諸王が強力な権力を有する要因となる。それは管轄下の地方から人材を軍府に辟召すると同時に、中央官として全国からも士大夫を登用することができ、彼らが代表する輿論と結びつく可能性を有していたからである。ここに西晋王朝の下ではあるが、この時代における政権形成の二大要

⑲ 川勝義雄「曹操軍団の編成」(『六朝貴族制社会の研究』所収) 一三六―一七頁参照。

⑳ 宗室諸王の典型である成都王穎の人と為りは「形美而神昏、不知書、然器性敦厚、……」(『晋書』卷五九、成都王穎伝)とあり、皇帝である惠帝の人と為りと相い通ずる。しかも成都王穎は落魄後、襄陽に出鎮していた劉弘のもとでとらわれの身でありながら、劉弘の急死によりその後継の候補に挙がったり(『晋書』卷六六、劉弘伝)、また殺害された後でもかつての部将であった汲桑が成都王穎の棺を軍中に奉じていた(成都王穎伝、「其後汲桑當東竄公騰、稱為顛報讎、遂出穎棺、載之於軍中、每事啓、以行軍令。桑敗、棄棺於故井中、……」)。

素が出鎮した宗室諸王の下に結合しており、実際に政権の母胎となった例もあった。こうした宗室諸王が八王の乱において拳兵が許されたのは、たとえば八王の乱前半の諸抗争の切り札として詔敕（しばしば「矯詔」として現われる）、「臨虞幡」さらには皇帝自身が抗争の場に登場することからわかるように、皇帝の意思、つまり皇帝が体现する国家の意思に基くものであり、それ故に直接に皇帝をもちだし得ない後半における地方での拳兵の場合、「藩屏」としての出鎮した宗室諸王が皇帝との血のつながり、その中でもより皇帝に近い「親親」という立場と士大夫に代表される輿論の支持をよりどころとして拳兵し得た。

以上のことを論述してきたが、「はじめに」で提起した疑問、——何故に宗室が八王の乱の主役とならざるを得なかったのか——に対し十全に解き明かし得ていない。一つは宗室の存在をたんに皇帝と血縁でつながる一族といういわば没歴史的な一性格のみで解釈してよいのか、この魏晋南北朝時代の宗室にはこの時代特有の性格が存在するのではないかという点と、もう一つは貴族制との関連についてであり、唐長孺氏の見解を否定しつつ、それに代る新たな見解を明確に出し得なかった。思うに宗室制と貴族制が相い補完し、国家を維持し得たのであろう。しかし、この両者のより内的な関連については解き得なかった。この二つの相い関連するであろう問題を次なる課題としたい。

なお西晋の宗室に論究した際に出鎮した宗室諸王に絞ったために、同じ任官したにしても他の官職、とくに入輔した宗室諸王、また封国に赴き官職を持たない宗室諸王にあまり言及し得なかった。また同じ魏晋南北朝の他の時代、とくに南北朝での宗室に関して果せなかった。当時の宗室諸王のありかたは、その典型である西晋の出鎮した宗室諸王と基本的に同じ性格であろうが、さらに確認してゆきたい。

またこうした宗室が政治の表面に出た魏晋南北朝とは異なり、つづく隋唐になると宗室はしだいに姿を消すようになる。では魏晋南北朝時代の国家において宗室が果たした役割を隋唐ではどういう形で受け継ぐのか。魏晋南北朝を通じて摸索され隋唐で完成した律令体制とどう関連するのか。また強力な権限を付与して地方に派遣する体制は中国史を通じて間々見

出されるが、たとえば唐後半期の藩鎮体制もこの都督の出鎮体制も国家の同じ意図から創出された体制であろうが、それが形態の上で明確に相違点があるのは、中国史の発展段階の相違の反映であろうか。こうした大きな問題も徐々に考えていきたい。

（京都大学研修員

The Transformation of Sōgō 僧綱 during the Hōki 宝亀 Period

by

Masatsugu Hongō

In the administration of Buddhism in the Ritsuryō 律令 government, Sōgō played a central part, the supreme post in the hierarchy. In this article, we try to make clear the change of this post in nature and its significance by examining the realities of the appointment and of the functions.

Before the downfall of Dōkyō 道鏡, the priests having the ability to cure the sick, particularly the Emperors, were often appointed as Sōgōs. And only specified Sōgōs could perform the administrative functions. After that, the principle was established that priests should take the post of Risshi 律師, the third rank in Sōgō, before being promoted to a higher post. At the same time, it ceased to be an important condition of the appointment whether a priest had the ability to cure the sick or not.

This transformation was closely related to the institution of Juzenji 十禪師. At that time the government, we think, intended to reform Sōgō so that the major function of Sōgō might be that of an administrator.

The Characteristic of the Kings of Imperial Family in Xijin 西晋

—Consideration of “the Wars of the Eight Kings” 八王の乱—

by

Akirō Fukuhara

The object of this thesis is to examine the question, why the Imperial family had no choice but to play the leading part in the Wars of the Eight Kings. The style of the existence of the kings of Imperial family in Xijin is different from that in the former dynasties, and it is the

most different character that they could play their parts in the bureaucracy, above all the military parts. Most of those proceeded to the posts of the military district 出鎮 were the kings of Imperial family who were expected to be as the protectors 藩屏 and deputed the wide discretionary power, chiefly containing the military one, in the provinces by the emperor.

They summoned the shidafu 士大夫 to their military governments not only from the provinces but also from the whole country. As a result, they became to hold the semi-independent power, though they were only the government officials.

Then, the basis they raised armies against the emperor is that they won support of the public opinion which was represented by shidafu and had the blood relationship to the emperor.